

指定介護老人保健施設運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、医療法人社団満寿会（以下「事業者」という。）が開設する介護老人保健施設鶴ヶ島ケアホーム（以下「施設」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の従業者が、要介護状態にある入所者に対し、適正な指定介護老人保健施設サービス（以下「施設サービス」という。）を提供することを目的とする。

(事業の運営の方針)

第2条 施設の運営に当たっては、入所者の意思及び人格を尊重して、常に入所者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

- 2 指定介護老人保健施設は、入所者が可能な限り居宅における生活への復帰ができることを念頭に、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護、相談・援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うものとする。
- 3 施設の運営に当たっては、地域や家庭との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(施設の名称等)

第3条 施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 施設名 老人保健施設 鶴ヶ島ケアホーム
- (2) 所在地 埼玉県鶴ヶ島市脚折1877番地

(施設の職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 施設に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人
管理者は、従業者の管理、指導を行う。
- (2) 医師 1人以上
医師は、利用者の病状に応じて、妥当適切に診療を行うなど、医学的管理を行う。
- (3) 看護職員 10人以上
看護職員は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、看護を行う。
- (4) 介護職員 20人以上
介護職員は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、介護を行う。
- (5) 支援相談員 2人以上
支援相談員は、利用者及びその家族からの相談に適切に応じ、レクリエーション等の計画、指導を行う。
- (6) 理学療法士等 2人以上
理学療法士、作業療法士、言語聴覚士は、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行う。
- (7) 管理栄養士 1人
管理栄養士は、利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理を行う。
- (8) 介護支援専門員 1人以上

介護支援専門員は、利用者の施設サービス計画の原案をたてるとともに、要介護認定及び要介護認定更新の申請手続きを行う。

(9) 事務員、その他職員 3人

事務員、その他職員は、事務全般、施設管理等を行う。

(指定介護老人保健施設の利用定員)

第5条 施設の利用定員は次のとおりとする。

(1) 入所定員 108人

(施設サービスの内容)

第6条 施設サービスの内容は次のとおりとする。

(1) 入所の対象者は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅において日常生活を営むことに困難がある者とする。

(2) サービスは、次条に定める施設サービス計画に基づき、特に以下の点に留意して提供する。

ア 常に入所者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助、日常生活上の世話等の生活、機能訓練その他必要なサービスを入所者の希望に添って適切に提供する。

イ 懇切丁寧に行うことを旨とし、入所者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

ウ 介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。

エ 入所者や他の入所者の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為を行わない。

オ 衛生管理、感染症の発生予防に細心の注意を払う。

カ 入所者の心身の状況に応じて、週に2回以上入浴又は清拭を行う。

また、排泄、口腔衛生管理、離床、着替え、整容等に関し、必要かつ適切な介護を行う。

キ 栄養、入所者の身体状況・嗜好、提供時間、自立支援等に配慮して食事を提供する。

ク 入所者の心身の状況に応じて計画的な栄養管理を実施する。

ケ 退所に当たっては、居宅介護支援事業者や他の保健医療福祉サービス提供者と連携し、必要な援助を行う。

(施設サービス計画の作成)

第7条 管理者は、入所者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、サービス提供の開始前から終了後に至るまでの入所者が利用するサービスの継続性等に配慮して、サービスの目標や当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した施設サービス計画の作成を介護支援専門員に行わせるものとする。

2 介護支援専門員は、他の従業者と協議の上、施設サービス計画の原案を作成し、入所者や家族に対し、その内容について説明し、同意を得るものとする。

(利用者料その他の費用の額)

第8条 指定介護老人保健施設の利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該施設サービスが法定代理受領サービスであるときは、基準上の額に対し、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額とその食事の標準負担の額とする。

2 その他費用として、居住費、食費、その他通常必要となる日常生活上の便宜に係る費用で、その入所者に負担させることが適当と認められる費用の支払いを受けることができるものと

する。

(1) 居住費（1日当たり）

- ・多床室 505円
- ・個室 1,370円

ただし、負担限度額認定を受けている場合には、「介護保険負担限度額認定証」に記載されている負担限度額とする。

(2) 食費（1日当たり） 1,825円（朝食505円・昼食710円・夕食610円）

ただし、負担限度額認定を受けている場合には、「介護保険負担限度額認定証」に記載されている負担限度額とする。

(3) その他の日常生活費

- ・日用品費（1日当たり） 255円
- ・教養娯楽費（1日当たり） 205円
- ・銀行口座引き落とし手数料 110円
- ・テレビ代 55円

3 前項各号に掲げる費用の支払を受けた場合には、入所者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。

（施設の利用に当たっての留意事項）

第9条 入所者は、次に掲げる事項を遵守すること。

- (1) 共同生活の秩序を保ち、規律ある生活をする事。
- (2) 火気の取扱いに注意すること。
- (3) けんか、口論、泥酔、中傷その他他人の迷惑となるような行為をしないこと。
- (4) その他管理上必要な指示に従うこと。

（緊急時における対応方法）

第10条 指定介護老人保健施設サービス提供時に入所者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、あらかじめ定められた配置医師又は協力病院による対応、その他の方法による対応等の必要な措置を速やかに行う。

（苦情処理）

第11条 指定介護老人保健施設サービスの提供に係る入所者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

- 2 提供した指定介護老人保健施設サービスに関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは紹介に応じ及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 3 提供した指定介護老人保健施設サービスに関する苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導に従って必要な改善を行う。
- 4 提供した指定介護老人保健施設サービスに関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努める。

（非常災害対策）

第12条 施設は、消防法等の規程に基づき消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための具体的な計画を立て、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を

行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第13条 施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 施設は、サービス提供中に、当該施設従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(個人情報の保護)

第14条 事業者は、入所者及びその家族の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2 施設が得た入所者及びその家族の個人情報については、施設の介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については入所者及びその家族の了解を得るものとする。

(その他運営についての留意事項)

第15条 事業者は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3ヵ月以内
- (2) 継続研修 年2回

2 従業者は業務上知り得た入所者及びその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た入所者及びその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人社団満寿会理事長と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付 則

この規程は、平成17年10月1日より施行する。

この規程は、平成19年1月16日より施行する。

この規程は、平成19年4月1日より施行する。

この規程は、平成20年10月17日より施行する。

この規程は、平成21年1月16日より施行する。

この規程は、平成21年3月11日より施行する。

この規程は、平成21年8月12日より施行する。

この規程は、平成22年4月1日より施行する。

この規程は、平成23年5月16日より施行する。

この規程は、平成26年1月1日より施行する。

この規程は、平成27年4月1日より施行する。
この規程は、平成27年8月1日より施行する。
この規程は、平成27年11月1日より施行する。
この規程は、平成28年10月3日より施行する。
この規程は、平成29年1月1日より施行する。(管理者の変更)
この規程は、平成30年1月16日より施行する。(管理者の変更)
この規程は、平成30年3月1日より施行する。(その他の利用料金の追加)
この規程は、平成30年5月17日より施行する。(利用者負担の額の一部削除及び追加)
この規程は、平成30年8月1日より施行する。(事業の内容及び利用料等の変更)
この規程は、平成31年3月1日より施行する。(その他の利用料金の追加)
この規程は、令和1年10月1日より施行する。(営業日及び営業時間の変更)
この規程は、令和2年4月1日より施行する。(利用者負担の額の一部変更)
この規程は、令和6年4月1日より施行する。(虐待防止に関する事項を追加)